

長野県JAバンク 家族への手紙キャンペーン

～10年後の大切なあなたへ～

ご利用規約

規約の適用

第1条 長野県JAバンク家族への手紙キャンペーン～10年後の大切なあなたへ～(以下「本サービス」という)は、長野県JAバンクが提供する大切な方への手紙を10年間保管し、10年後に代行発送するサービスです。お客様は本利用規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。

規約の変更

第2条 1. 長野県JAバンクでは、お客様の了承を得ることなく本利用規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件は、変更後の利用規約に従います。
2. 変更後の利用規約については、長野県JAバンクホームページ上に表示された時点より効力を生じるものとします。

個人情報の取扱い

第3条 長野県JAバンクは、お客様の個人情報を「個人情報保護方針」に基づき、適切に執り行うものとします。

宛先不明の取扱い

第4条 お客様よりのお預かり品を発送した際に「宛先不明」として返却された場合は、以下の手順で処理されるものとします。但し、下記(1)のケース以外で再送する場合、郵送料はお客様のご負担とします。

- (1)預かり証に記載された第二の住所へ再送
- (2)預かり証に記載された登録メールアドレスにて問い合わせ
- (3)預かり証に記載された登録電話番号にて問い合わせ

上記の方法でお客様と連絡が取れない場合、6ヶ月間は保管します。6ヶ月の間に連絡がない場合、お預かり品の所有権を放棄したものと、その権利は長野県JAバンクへ移管し、お預かり品を破棄する権利を有するものとします。

申込内容の変更

第5条 移転に伴う住所変更及び電話番号の変更等、配達情報に変更が生じた場合は、その旨をお届け予定日の1ヶ月前までに申し出るものとし、この不履行によりお客様に何等かの不利益が発生したとしても長野県JAバンクはその責を一切負わないものとします。

申込内容の取消

第6条 1. お客様が本サービスをキャンセルしようとする場合は、お届け予定日の1ヶ月前までに届出するものとします。
2. キャンセルの手続きが完了次第お預かり品は返送するものとします。

取扱い不能品

第7条 1. 本サービスでは、以下のご利用をお断りしております。また、内容の如何を問わず、補償・賠償の責任は負わないものとします。

- (1)現金、株券などの有価証券
- (2)書留としなければならない契約書、権利書などの重要書類
- (3)書留としなければならない貴金属、宝石その他の貴重品
- (4)液漏れ、悪臭等の発生が危惧される物

2. お取扱い不能品を郵便物に混在したことにより長野県JAバンクが被った被害については、お客様にその額を請求できるものとします。

3. お取扱い不能品をお預かりしたことが判明した場合はお客様の費用負担でお荷物を返却いたします。

お預かり品の取扱い

第8条 長野県JAバンクでは、必要に応じ、お預かり品を第三者に保管させることができるものとします。

第9条 長野県JAバンクでは以下の場合に限り、お預かり品を開封する場合があります。

- (1)お客様の許可を頂いた場合
- (2)警察署・消防署・裁判所などより開示を求められた場合
- (3)お預かり品から煙や液漏れ悪臭等緊急処理が必要と判断された場合
- (4)長野県JAバンクが禁止しているものが梱包されていると判断された場合

禁止事項

第10条 1.お客様は本サービスの利用にあたって、以下各号の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。

- (1)他のお客様又は長野県JAバンクもしくは第三者に不利益、損害を与える行為
 - (2)公序良俗に反する行為
 - (3)法律、法令等に違反する行為
 - (4)本サービスに関連して営利を目的とする行為
 - (5)本サービスの運営を妨害する行為や信用を失墜、毀損させる行為
 - (6)虚偽の情報を登録する行為
 - (7)その他、長野県JAバンクが不適切と判断する行為
- 2.前項の場合において、長野県JAバンクが何らかの損害を被った場合、お客様は長野県JAバンクに対して損害を賠償しなければならないものとします。

本サービスの停止

第11条 長野県JAバンクは、以下のいずれかの事由が生じた場合には、お客様に事前に通知することなく、長野県JAバンクホームページ上で公表し、原則お預かり品をお客様に返却する事で(天災等の被害状況により返却不能の場合もございます)、本サービスを停止できるものとし、これに起因するお客様又は第三者が被った被害について、長野県JAバンクは一切責任を負わないものとします。

- (1)火災、停電、地震、噴火、洪水等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (2)戦争、動乱、暴動、騒乱等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3)その他、郵便事情又は技術上本サービスの停止が必要と判断した場合

保証

第12条 長野県JAバンクは以下のケースに関して、お預かり品の保証はいたしません。

- (1)写真や絵が色あせた場合(経年劣化)
- (2)記憶媒体が再生出来ない場合
- (3)お預かり品の発送後、何等かのトラブルで生じた郵便事情の遅延に関する事